

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央区役所区民部総務企画課	
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法第 19 条に基づき調製するもの。選挙権を行使できる選挙人の範囲を確定しておくため。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 性別	
記録範囲	区内に住所を有する年齢満 18 歳以上の日本国民で、その者に係る住民票が作成された日から引続き 3 箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者。	
記録情報の収集方法	住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	閲覧申請をして許可された国又は地方公共団体、学術機関、政治団体、公職の候補者等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	東区役所区民部総務企画課	
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法第 19 条に基づき調製するもの。選挙権を行使できる選挙人の範囲を確定しておくため。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 性別	
記録範囲	区内に住所を有する年齢満 18 歳以上の日本国民で、その者に係る住民票が作成された日から引続き 3 箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者。	
記録情報の収集方法	住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	閲覧申請をして許可された国又は地方公共団体、学術機関、政治団体、公職の候補者等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	西区役所区民部総務企画課	
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法第 19 条に基づき調製するもの。選挙権を行使できる選挙人の範囲を確定しておくため。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 性別	
記録範囲	区内に住所を有する年齢満 18 歳以上の日本国民で、その者に係る住民票が作成された日から引続き 3 箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者。	
記録情報の収集方法	住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	閲覧申請をして許可された国又は地方公共団体、学術機関、政治団体、公職の候補者等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	南区役所区民部総務企画課	
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法第 19 条に基づき調製するもの。選挙権を行使できる選挙人の範囲を確定しておくため。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 性別	
記録範囲	区内に住所を有する年齢満 18 歳以上の日本国民で、その者に係る住民票が作成された日から引続き 3 箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者。	
記録情報の収集方法	住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	閲覧申請をして許可された国又は地方公共団体、学術機関、政治団体、公職の候補者等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	北区役所区民部総務企画課	
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法第 19 条に基づき調製するもの。選挙権を行使できる選挙人の範囲を確定しておくため。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 性別	
記録範囲	区内に住所を有する年齢満 18 歳以上の日本国民で、その者に係る住民票が作成された日から引続き 3 箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者。	
記録情報の収集方法	住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	閲覧申請をして許可された国又は地方公共団体、学術機関、政治団体、公職の候補者等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		